

巻頭言

土木と市民の活動

シビルNPO 連携プラットフォーム 理事 三井 元子
(NPO法人あらかわ学会 副理事長)



土木学会誌 2001 年 9 月号 (Vol86) で「土木と暮らし」という特集があり、「市民とつくる土木事業 荒川下流を事例として」という原稿を載せていただいたことがあった。市民の目からは、公共事業が遠いものとして映っていたというエピソードに始まり、1996 年の「荒川下流将来像計画」が市民参画で作成されたこと、翌年の河川法の改正ではっきりと「市民意見を聞くこと」という条文が入り、市民参画が始まったというようなことを書いたと記憶している。

わたしは、いわゆる川好きというよりは、荒川を通して「市民参画が一步でも進むなら面白い」という思いで荒川下流との関わりを深めていった。荒川下流に関わっていた市民団体の方たちとともに、「市民版荒川下流将来像計画」という分厚い資料を作成したり、建設省(当時)とタイアップしていくための戦略を学んだり、自治体主催の将来像計画シンポジウムとは別に、建設省と共催で将来像計画シンポジウムを開いたりした。さらに将来像計画を実際に、夢ではなく実行させていくための方策はないのかと河川事務所と折衝し、「荒川市民会議」が沿川の 2 市 7 区に設けられることとなったのである。それまで、各自治体の土木系の部署では、公募した市民と国と自治体が、同じ立場の委員として話し合って決定する会議は開いたことがなかったから、大変に戸惑っていた。しかし、これらの活動は大きく実を結び、平成 9 年(1997 年)の河川法改正で「河川整備計画(具体的な整備の計画)・ダム、堤防等の具体的な整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を聴いて定める」という条文が入ったのである。その後、時代はパブリックコメントのラッシュを迎える。応じきれないほどの意見募集は、同時に形骸化をもたらしていることも事実である。

ところで、荒川市民会議は、2014 年(平成 26 年度)まで 18 年間続いた。この間、行政マンは 2 年から 3 年ごとに変わるが、市民はずっと継続して荒川と流域を巡る行政の動きを見守ってきた。このような流れは、荒川だけではなく北から南の全国様々な河川で展開されてきた。そこには、市民の科学とも評される哲学が生まれてきている。

国土交通省は、平成 24 年にまた河川法を改正した。今度は「河川協力団体の指定制度」が盛り込まれたのである。河川空間を主な活動の場として、河川環境の整備と保全等を自発的に行っている団体を河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、民間団体の自発的活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることとしたものである。

河川協力団体の業務としては、指定した河川管理者が管理する河川について、(イ)河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。(例：河川敷の除草、ピオトープの整備) (ロ)河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。(例：不法行為の監視、河川利用状況の把握) (ハ)河川の管理に関する調査研究を行うこと。(例：外来種や希少種の調査) (ニ)河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。(例：河川の安全利用講習、防災マップづくり) (ホ)上記の業務に附随する業務を行うこと。とある。

これは川に継続して積極的にかかわってきた市民団体にとっては悲願であったし、朗報である。しかし、趣旨に基づいて正しい運用がされるようになるまでには、まだ道が遠い。行政と市民団体との二人三脚は続いていく。

